# 多治見市、瑞浪市及び土岐市における
# 広域ごみ焼却施設の整備及び管理運営に関する合意書

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「３市」という。）は、ごみ処理を担う基礎自治体の責務として、ごみを安定的かつ継続して処理できる焼却施設を共同で整備することについて協議を進めることを目的とした「多治見市、瑞浪市及び土岐市におけるごみ焼却施設等の整備及び管理運営の広域化に関する協定」（令和６年５月２日締結）に基づき、建設候補地の選定を含む東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。

ごみ焼却施設の整備及び管理運営を共同で行うことについて、次のとおり合意する。

１　基本的な方針

令和１９年度稼働を目標に、基本構想の方針に基づき、３市が共同してごみ焼却施設の整備及び管理運営方法の検討を進める。

２　建設候補地

（１）「多治見市高田町地内」を建設候補地とし整備をする。

（２）３市が協力し、建設候補地周辺住民へ十分な説明を行うとともに住民からの意見等について対応する。

３　広域化する範囲

広域ごみ焼却施設において処理する対象物は、基本構想に定める「表２　広域化するごみ処理の範囲」とする。

４　整備内容

焼却施設（可燃ごみ処理施設）及び粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）を整備する。

5　費用の負担割合

（１）広域ごみ焼却施設の整備及び管理運営に必要な費用の負担割合は、人口割50%、ごみ量割 50%とする。

（２）負担割合の算定方法は、以下のとおりとする。

| 業務区分 | 人口割基準 | ごみ量割基準 | （下水汚泥等の取り扱い） |
|---|---|---|---|
| ①事務等<br>②建設工事 | 予算の属する年度の前々年度の３月 31 日現在の住民基本台帳に基づく人口 | 予算の属する年度の前々年度の処理量実績 | 全排出量実績（事業年度の前々年度の実績） |
| ③運営業務 | | | 焼却施設での処理量実績（事業年度の前々年度の実績） |

（３）負担割合は、令和８年度予算から適用する。

6　周辺道路の整備

（１）建設候補地に進入するために必要な措置は、３市が協力して行うものとする。

（２）施設へのアクセスに係る道路（市道等）については、各市の責任において、必要な措置を行うものとする。

7　その他

本合意書に定めのない事項及び本合意書に関して疑義が生じた事項については、３市が協議の上、定めるものとする。

本合意の締結を証するため、本書３通を作成し、３者署名の上、各１通を所持する。

令和８年 10 月 28 日

多治見市
代表者　多治見市長

瑞浪市
代表者　瑞浪市長

土岐市
代表者　土岐市長